

平成 28 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 音 通
代 表 者 名 代表取締役社長 岡 村 邦 彦
(コード番号 7647 東証第二部)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 仲 川 進
(TEL 06-6372-9100)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及びそれに伴う定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式の引き下げを行なうものであります。

なお、単元株式の引き下げ後も、東京証券取引所が有価証券上場規定第 445 条に定める望ましい投資単位の水準を下回ることが予想されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値の向上に積極的に努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日 (土)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 28 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更によるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

現行定款	変更後
第2章 株 式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	第2章 株 式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附 則</u> (効力発生日) <u>第1条 変更後の第8条は、平成28年10月1日をもって効力を生ずる。尚、本附則は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成28年10月1日

以上